

議案第 5 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条文を整理するため提案するものです。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定により、市議会、市選挙管理委員会及び市農業委員会の求めにより出頭し、又は公聴会に参加した選挙人、関係人、証人等（以下「証人等」という。）の実費弁償について定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4項の規定により、市議会、市選挙管理委員会及び市農業委員会の求めにより出頭し、又は公聴会に参加した選挙人、関係人、証人等（以下「証人等」という。）の実費弁償について定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。